

新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの 対象先公募について【5月12日公募締切分】

1. はじめに

- 日本銀行では、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション（以下「新型コロナ対応金融支援特別オペ」といいます。）の対象先を公募しています。
- 5月14日をオファー日とする次回の新型コロナ対応金融支援特別オペに参加することを希望する先については、次のスケジュールで応募を受付けます（公募開始日から次回のオファー日までの期間が短いことにご留意ください。）。

—— 新型コロナ対応金融支援特別オペの対象先となるためには、共通担保オペ（全店貸付）の対象先である必要があります。

—— 下記の公募締切日より後に受け付けた応募については、原則として、毎月第8営業日に、前月第9営業日から当月第8営業日までに受け付けた応募を取り纏めて、随時選定を行います。

詳細は、日本銀行ホームページの「オペレーション等の対象先公募・選定」（<https://www.boj.or.jp/mopo/measures/select/index.htm/>）をご覧ください。

▼公募スケジュール

公募開始日	2020年4月28日（火）
公募締切日（申請書（写）の提出締切日）	5月12日（火）正午
選定結果の公表	日本銀行における審査終了後 （5月12日（火）中の予定）
約定書（写）の提出締切日	5月13日（水）15時
次回のオファー日	5月14日（木）

2. 対象先の選定

- 対象先は、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

—— 今回は、公募開始日からオファー日までの期間を短くしています。このため、5月14日をオファー日とする新型コロナ対応金融支援特別オペへの参加を希望する先は、特に、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの対象先選定基準・手続」(別紙)の「4. 応募から約定締結までの流れ」をご確認頂き、各締切日に間に合うように所要の準備を進めて下さい。

以 上

<照会先>

日本銀行 金融市場局 市場調節課

オペレーション企画グループ

03-3277-1296、03-3277-0055

新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの対象先選定基準・手続

1. 対象先としての役割

- 新型コロナ対応金融支援特別オペを機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (2) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合その他の日本銀行が対象先との間で行う新型コロナ対応金融支援特別オペの適切な運用を確保する上で支障が生じると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

2. 対象先としての必須基準

- 対象先は、共通担保オペ（全店貸付）の対象先または株式会社日本政策投資銀行である必要があります（貸付店が日本銀行の本店・支店のいずれであるかは問いません。）。また、新型コロナ対応金融支援特別オペにおける貸付店は、共通担保オペ（全店貸付）の貸付店と同じ日本銀行本支店とします。

3. 選定方法

- 共通担保オペ（全店貸付）の対象先であり、かつ、1. の役割の遵守を確約している応募先を対象先として選定します。

4. 応募から約定締結までの流れ

- 5月14日をオファー日とする新型コロナ対応金融支援特別オペに参加することを希望する先は、次のスケジュールで手続等を行ってください。

① 関係規程・提出書類の確認： 2020年4月28日（本日）から

- ✓ 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの対象先選定に係る申請書」（別添。以下「申請書」といいます。）および次のイ. からホ. までの関係規程・提出書類の内容をご確認ください。

—— 次のイ. からホ. までの関係規程・提出書類については、日本銀行金融市場オンラインに掲載していますので、ログインのう え、内容をご確認ください。

イ. 日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する基本約定

ロ. 新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションについての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則

ハ. 日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する事務取扱細則

ニ. 日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する約定書

ホ. 新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する入札事務担当部署等届出書

② 応募（申請書の写の提出）：4月28日（本日）～5月12日正午

- ✓ 申請書の写^(注)を、日本銀行金融市場オンラインにより、上記締切日時までに提出して下さい(以下、申請書を提出した先を「応募先」といいます。)

(注) 代表者による記名捺印または署名がなされた本書をPDFで電子ファイル化してください。

—— 提出日は、日本銀行金融市場オンラインによる提出日としてください。

③ 日本銀行による選定結果の通知・公表：5月12日中を予定

- ✓ 日本銀行では、応募先を対象に3.による選定を行い、5月12日中には、その結果を応募先に個別に通知するとともに、対象先として選定した先（以下「選定先」といいます。）を公表する予定です。

④ 約定書の写等の提出：4月28日（本日）～5月13日15時

- ✓ 「日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する約定書」（以下「約定書」といいます。）の写^(注)を、日本銀行金融市場オンラインにより、上記締切日時までに提出して下さい。

(注) 選定先の代表者による記名捺印または署名がなされた本書をPDFで電子ファイル化してください。

- 約定締結日は、「2020年5月13日」としてください。
- 本来、約定書は、選定先のみから提出して頂く書面ですが、今回は選定結果の通知予定日から約定書の提出締切日までの期間が短いため、約定書およびその写の準備ならびに提出は、③の選定結果の通知を待たずに、②に定める申請書の写の提出と並行して進めてください。
- 当該約定書の写を締切日時までに提出した選定先には、5月14日のオファーを行います。

- ✓ 選定先の新型コロナ対応金融支援特別オペにおける入札に関する事務を担当する部署が、共通担保オペ（全店貸付）における入札に関する事務を担当する部署と異なる場合には、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する入札事務担当部署等届出書」（以下「入札事務担当部署等届出書」といいます。）の写^(注)を、日本銀行金融市場オンラインにより、上記締切日時までに提出して下さい。

(注) 選定先の代表者または代理者による記名捺印または署名がなされた本書をPDFで電子ファイル化してください。

- 提出日は、「2020年5月13日」としてください。

⑤ 申請書（本書）、約定書（本書）等の提出：4月28日（本日）～5月29日

- ✓ 申請書（本書）、約定書（本書）および入札事務担当部署等届出書（本書）については、②および④の提出後速やかに、遅くとも上記締切日時までに、申請書（本書）についてはオペレーション企画グループ、約定書（本書）については取引主要店の業務課（本店の場合には、業務局統括課事務統括グループ）、入札事務担当部署等届出書（本書）については金融市場局市場調節課調節業務グループに、予め連絡したうえで、提出してください。

- 申請書、約定書および入札事務担当部署等届出書は、郵送により提出することも可能です。

○ 上記①から⑤までの手続についてご不明な点等がありましたら、次の照会先までご連絡ください。

(照会先) <約定書の提出関係>
日本銀行 業務局 総務課
営業・国債業務企画グループ
TEL：03-3277-2805、03-3277-2941

＜その他手続全般＞

日本銀行 金融市場局 市場調節課

オペレーション企画グループ

TEL : 03-3277-1296、 03-3277-0055

5. その他留意事項

- 対象先の選定に当たっては、日本銀行が必要と認めるときは、応募先から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。
- 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であつて所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、共通担保オペ（全店貸付）の対象先としての必須基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。
- 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます。）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、共通担保オペ（全店貸付）の対象先であることまたは共通担保オペ（全店貸付）の対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。
 - ① 対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです。）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。
 - ② 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、新型コロナ対応金融支援特別オペに関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。
- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との新型コロナ対応金融支援特別オペについて、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。

- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、オペレーション企画グループに前広にご連絡下さい。

以 上

新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの 対象先選定に係る申請書

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション（以下「新型コロナ対応金融支援特別オペ」といいます。）の対象先となることを希望します。

1. 当方は、新型コロナ対応金融支援特別オペの対象先となった場合には、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの対象先選定基準・手続」の1.に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

年 月 日 ^(注1)

(金融機関等コード)

(金融機関等名) ^(注2)

(役職名・代表者)

^(注3) 印 ^(注4)

日本銀行金融市場局長 殿

- (注1) 申請書の提出日を記載して下さい。なお、この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。
- (注2) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。
- (注3) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。
- (注4) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい）

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所：〒		